

# 「公立放課後児童健全育成事業」(学童保育)の申請案内

## 1 申込受付方法

### 新年度(令和6年4月1日から入室)受付

【受付期間】 令和5年11月1日(水)～令和5年11月13日(月)(土日祝日除く)

午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 加須市役所本庁舎5階・大利根総合支所 福祉健康担当 窓口

【日曜受付】 令和5年11月12日(日) 午前8時30分～午後5時15分

加須市役所本庁舎5階のみ

※受付期間後に申請された方は、受付期間内に申請した方の審査終了後の選考となります。

※選考結果通知は、令和6年2月末を予定しています。

### 年度途中入所受付

毎月10日までの申請について月末に結果通知(翌月からの利用)します。

### 長期休業日のみ利用を希望する方の受付

通年利用者の申請状況を確認後、定員等に余裕がある施設のみ受付します。

## 2 入室の対象となる児童

市内に就学している児童で、保護者及び18歳以上70歳未満の同居(同一敷地内別宅も含む)親族等が下記の理由により、家庭で保育できない児童

### ① 家庭外労働のため

日曜日を除く週3日以上、かつ午後2時～午後7時の間に2時間以上勤務していること

ただし、対象児童が1・2年生の場合は午後2時～午後7時の間に1時間以上でも選考の対象となります

### ② 家庭内労働のため

常時、日常の家事以外の仕事をしていること(危険を伴う、対人業務である等、保育が出来ない状態にあることの説明が必要です)

### ③ 疾病、ケガ、心身に障がい有しており治療中であること

### ④ 母親が妊娠中または出産後間もないこと(出産予定月と前後2ヶ月ずつの計5ヶ月間)

### ⑤ 看護・介護のため:長期にわたり常時介護の必要な家族の介護をしていること

### ⑥ 学生であるため(高校、大学、専門学校などに在籍していること)

### ⑦ その他(常時保育が出来ない理由の説明が必要です)

※ 児童の帰宅時間帯に保護者が家庭にいると思われる場合は入室できません。

※ 申請後、上記の理由に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

### 高学年の児童について

保育の必要性の高い低学年を優先するため、高学年児童の入室が少数となる場合がありますので、申請に際し、お子様とよく話し合うなどご検討をお願いいたします。

### 3 申請に必要な書類

|   | 必要な書類                 | 備 考  |   |
|---|-----------------------|--|---|
| 1 | 公立放課後児童健全育成事業利用申請書    | ・ 児童一人につき、一部提出してください。  |   |
| 2 | 児童の健康管理・調査票           | ・ <u>特別な配慮が必要な児童については、指導員の加配が必要となる場合がありますので、お申し出ください。※1</u>  |   |
| 3 | 公立放課後児童健全育成室利用に関する確認票 | ・ 児童一人につき、一部提出してください。  |   |
| 4 | 保育に欠ける理由の証明等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>父母双方の分を提出してください。</u></li> <li>・ 18歳以上70歳未満の親族が同居の場合は、親族の分も提出してください。</li> <li>・ 別居や単身赴任の方、離婚しても同居している方の分も必要になりますのでご注意ください。</li> <li>・ 証明書等は原本を提出してください。ただし、兄弟姉妹同時申込分の場合や保育所へ原本提出の場合コピー可です。</li> </ul> |   |
|   | (1) 勤務・内勤のため          | 勤務(内職)証明書<br>※2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内定の方も提出してください。</li> <li>・ 保育所へ就労証明書を提出する場合は、コピー可とします。(学童の勤務証明書を保育所へ提出することはできません。)</li> </ul> |
|   | (2) 自営のため             | 自営(商店)届出書<br>※3  | ・ 会社組織の場合は、「勤務証明書」を提出してください。  |
|   | (3) 農業のため             | 農業届出書<br>※4  |   |
|   | (4) 疾病、ケガ、障がいのため      | 医師の診断書<br>身体障害者手帳の写し   | ・ 長期にわたる病気や障がい等により保育が困難な場合は、診断書等を提出してください。  |
|   | (5) 出産のため             | 母子手帳の写し  | ・ 利用期間は出産予定月を挟んで前後2か月の合計5月までとなります。  |
|   | (6) 看護・介護のため          | 看護届出書<br>※5  |   |
|   | (7) 就学・技能訓練のため        | 在学証明書や学生証の写し<br>カリキュラム表の写し   | ・ カリキュラム表は週の受講時間帯の記載があるものを添付してください。   |
|   | (8) その他               | 保育に欠ける理由の分かる証明書等   |   |
| 5 | 加須市口座振替依頼書            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用承認後、加須市口座振替依頼書を郵送します。</li> <li>・ 保育所保育料の納入に口座振替をご利用の方も、改めて提出してください。</li> <li>・ 兄姉の学童保育料納入のために、既に口座振替依頼書を提出している場合は、弟妹は同じ口座で振替します。</li> </ul>   |   |

※1 指導員の配置状況や児童の特性によっては入室できない場合があります。

※2 シフト制勤務の方は、直近1か月分のシフト表(出勤・退勤時間が分かるもの)も一緒に提出してください。

※3 中心者は、営業許可証または営業証明書、開業届、請負契約書、発注書等のいずれかの写しを、協力者は、最新分の確定申告書または給与明細書の写しも一緒に提出してください。

※4 中心者は、耕作証明書の写し等(発行先:本庁舎農業委員会または各総合支所農政建設課)を、協力者は、最新分の確定申告書または給与明細書等の写しも一緒に提出してください。

※5 診断書、ケアプラン、障害者手帳等、看護・介護の事実が確認できる書類も一緒に提出してください。

## 4 選考方法

低学年を優先して選考します。その他、保護者の就労状況や世帯状況などにに基づき点数化し、点数の高い方から選考します。

また、次の事由に該当する場合は、点数が加点されます。

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保護者の就労時間    | 5 生活保護世帯                    |
| 2 ひとり親家庭等     | 6 前年から継続して、通年利用で6カ月以上利用している |
| 3 対象学年が1～3年生  | 7 兄弟姉妹が同時に利用している            |
| 4 虐待やDVの恐れがある | 8 その他これらに類すると認められる          |

### 【利用の承認・不承認について】

- ・ 上記基準に沿った審査を経て、利用を決定します。承認されない場合は待機となります。
- ・ 小学校の担任の先生や入学前の保育所・幼稚園等の関係者から、児童の生活状況について確認をとらせていただく場合があります。
- ・ 同一世帯に保育所保育料や学童保育料の未納があった場合は、利用を承認することができません。
- ・ 特別な配慮が必要な児童については、指導員の加配が必要となる場合がありますので、お申し出ください。また、指導員の配置ができない場合は、入室できないこともあります。

## 5 学童保育料

| 階層 | 階層区分   | 学童保育料(月額)       |
|----|--|-----------------|
| 1  | 生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び前年度の市民税非課税世帯 | 0円              |
| 2  | 1階層を除き、前年度の市民税均等割のみ課税世帯  | 2,000円          |
| 3  | 市民税所得割額  | 40,000円未満の課税世帯  |
| 4  |  | 70,000円未満の課税世帯  |
| 5  |  | 140,000円未満の課税世帯 |
| 6  |  | 240,000円未満の課税世帯 |
| 7  |  | 240,000円以上の課税世帯 |
|    |  | 8,000円          |

◎4月から8月までの学童保育料は、前年度の市民税をもとに算定し、9月からは当該年度の市民税をもとに算定します。

◎複数の児童が放課後児童健全育成事業を同時に利用している場合、第2子は学童保育料を2分の1に減額、第3子以降が同時利用している場合は無料となります。

◎市民税が未申告の方は、仮算定(月額8,000円)により納付していただき、申告資料提出後、精算します。

◎登室予定で結果的に利用しなかった場合でも、児童の病気等やむを得ない場合を除き、学童保育料・おやつ代は負担していただきます。

(取り止めや休止の届け出が遅れた場合も含まれます。)

◎学童保育料を3か月以上滞納した場合は、退室していただきます。

## 6 公立放課後児童健全育成室一覧（令和6年4月1日予定）

| 施設名           | 所在地                  | 電話番号    | 定員  | 対象学年            | 開室時間              |  |
|---------------|----------------------|---------|-----|-----------------|-------------------|--|
|               |                      |         |     |                 | 平日                | 学校休業日<br>(土曜日を含む)  |
| 加須小学校健全育成室    | 加須小学校1階              | 61-3380 | 75  | 1年生<br>～<br>6年生 | 放課後<br>～<br>19:00 | 8:00<br>～<br>19:00<br><br>※延長保育<br>利用承認を<br>受けた方<br>は、7:30<br>から利用<br>することが<br>できます。 |
| 花崎北小学校健全育成室   | 花崎北小学校1階             | 66-2835 | 95  |                 |                   |  |
| 加須南小学校健全育成室   | 加須南小学校1階             | 62-5538 | 60  |                 |                   |  |
| 不動岡小学校健全育成室   | 不動岡幼稚園1階<br>不動岡小学校和室 | 62-6998 | 50  |                 |                   |  |
| 三俣小学校健全育成室    | 三俣幼稚園2階              | 61-0282 | 75  |                 |                   |  |
| 礼羽小学校健全育成室    | 礼羽幼稚園2階              | 61-2015 | 50  |                 |                   |  |
| 大桑小学校健全育成室    | 大桑小学校1階              | 66-0519 | 115 |                 |                   |  |
| 水深小学校第一健全育成室  | 水深小学校1階南校舎           | 66-1123 | 65  |                 |                   |  |
| 水深小学校第二健全育成室  | 子どもふれあいの家            | 66-0016 | 45  |                 |                   |  |
| 水深小学校第三健全育成室  | 水深小学校体育館棟            | 66-0315 | 64  |                 |                   |  |
| 志多見小学校健全育成室   | 志多見小学校体育館            | 61-5199 | 32  |                 |                   |  |
| 樋遣川小学校健全育成室   | 樋遣川小学校特別棟            | 68-6385 | 30  |                 |                   |  |
| 大越小学校健全育成室    | 大越小学校1階              | 68-3151 | 32  |                 |                   |  |
| 大利根東健全育成たなばた室 | 大利根東小学校1階            | 72-7621 | 60  |                 |                   |  |
| 原道健全育成のぎく室    | 原道小学校1階<br>(原道コミセン)  | 72-6844 | 51  |                 |                   |  |
| 元和健全育成かえで室    | 元和小学校1階<br>元和小学校体育館棟 | 72-7623 | 61  |                 |                   |  |
| 豊野健全育成もみじ室    | 豊野小学校1階              | 72-7622 | 30  |                 |                   |  |

※ 土曜日やお盆は、近隣学童保育室との合同保育を実施しています。

※ 指導員の配置状況、児童の特性によっては、受入人数が定員を下回る場合もありますのでご了承ください。

※ 定員は、新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、変更となる場合がございます。また、臨時使用している公共施設を含めた定員数であるため、施設の状況によって変更となる場合がございます。

※ 水深小学校の児童は、第一・第二・第三の選択はできませんのでご了承ください。

お問い合わせ  
加須市こども局こども保育課  
電話番号 0480-62-1111